



昭和十二年九月二十日第三種
昭和十四年八月二十一日發行
(毎月一日、十一日、廿一日發行)

臺灣總督府時報

部報

★物資動員計畫に就いて

總督官房企畫部

★絲配給統制規則の公布に當りて

殖產局商工課

★經濟警察と物價取締

臺北州臨時情報部

★愉快に勉強する支那留學生

臺北州立工業學校

○旬間日誌 ○内外情報

八月下旬號

(第七十一號)

物資動員計畫に就て

總督官房企畫部

支那事變發生以來既に二箇年の歲月を経て居ります、此の間我が軍の占領した地域は支那本土の三分の一に及び、又全支鐵道の八割を我が軍の手中に収めたのであります。又支那兵の損害は日本兵の六萬人に對し遺棄された死體丈でも九十三萬人を超えて居ります、誠に有史未嘗有の戰果と云ふべきであります。

蔣介石は戰略的後退を説き未だに第二期抗戰を口にしています居りますが事態茲に到つてはどうも負け惜みとか靈がないのであります。今後は過去に於て試みたるが如き大規模の武力的作戦は恐らくは行ふ必要がないだろうと思ふ。外國の軍事専門家は日本は必ず長沙、衡陽を中心とする作戦、西安作戦をやるだろうと云つて居ります。

れて居るとも見られるのであります。

此の新らしき幾多の敵と戦ひ之を克服するに非されば今次の聖戰の目的は達成し得ない、即直接軍備の強化と生産力擴充に依る國防資材の増産に國の全力を傾倒せざるを得ない所以であります。

意味に於ける再編成は現にあらゆる分野に亘つて首々進行して居るのであります。

昭和十四年度豫算は一般會計四十八億二千萬圓、臨時軍事費特別會計四十六億圓、之に豫算外國庫負擔となる資材戦と云はれる近代戦に備へて技術化し機械化せる軍隊に裝備するに莫大なる資金と物資を要することは云ふ迄もない所であります、生産力擴充も其の實現の過程に於て供給力の増加に非ずして資金物資の需要を意味するのであります。

事變遂行の爲には最早や一頃の如く資金物資を需要せずとは云へ尙百萬の大軍を支那全土に出し現實に干戈を交へて居るのである、然も尙内に在りて將來戦に備へ莫大なる資金と物資を需要する軍備の強化と生産力擴充の強行を計る要ありとすれば平時のやり方ではやつて行けないことは當然であつてどうしても全經濟力を戦争目的に效果的に集中し得る様經濟機構を再編成することが考慮されなければならないのであります、而して此の

すが日本としては之をやるとしても急いで無理をしてやる事はない、日本が適當と思ふ時と所とに於て之をやればよいと云ふ狀態になつて居るのであります。

然し乍ら夫は元より我國に課せられたる負擔の輕減を意味するものでは決してないのであります。

事

新しく申上げる迄も無く我國最終の目標は今次事變を通じ東亞の天地に新秩序を建設せんとするに在るのであります。新らしき秩序を形作る爲には古き秩序を破壊致さなければなりません、古き秩序を破壊致します爲には古き秩序を守らんとする者と戦ふを要するのであります、古き秩序を通じ亞細亞を搾取し續けたる者と戦ふを要するのであります。既に形ある新らしき敵は地平線の上に現は

すが日本としては之をやるとしても急いで無理をしてやる事はない、日本が適當と思ふ時と所とに於て之をやればよいと云ふ狀態になつて居るのであります。

な現在、發行しようと云ふのであります、事決して容易ではないのであります。

更に別に大陸開發資金と生産力擴充資金とに本年度少くも四十億圓の資金を要することは昨年度の實績よりしても略推定し得る所であります。

一般國民經濟は破綻を來さない様に此の資金を圓滑に調達せん爲にはどうしても一定の資金々融の需給計畫を樹て不要なる方面への資金の供給は一切之をやめ、必要な方面に之を集中し得る様金融政策を之に順應せしむる措置をするのであります。

されば政府は一方百億貯金の實現に努力すると共に、不要不急の方面に資金の流入するのを防止する爲資金調整法の改正を行ひ、金融機關が三萬圓以上の貸付を行ふ場合にも或る場合には政府の許可を要することとし、從來五萬圓以上の貸付の場合に政府の許可を要することになつて居つたのを一層強化したのであります。

又從來は五十萬圓以上の會社を新設する場合に限り政府の許可を要したのを、今回の改正に依りに二十萬圓以

上の會社を新設する場合には總て政府の許可を要することとしたのであります。

更に總動員法第十一條を發動し會社利益配當及資金通令に依り一箇高率なる配當を制限し、高率なる配當に依つて資金が不要不急なる方面に偏在するを防ぐと共に他商興業銀行に對し貸付命令を發し得ることとし必要資金の圓滑なる調達を期して居ります。

斯の如く金融方面に於ても平時體制より戰時體制への改編は着々進行しあるのであります。

次に勞務に就て之を見れば現在勞務者の不足は各方面に於て叫ばれて居りますが最も不足の甚しいのは内地農村と軍需工業方面であろうと考へられます。

農村方面に於ける勞働力の不足は多く大規模の軍事動員に依るものと考へられますが、軍需工業の農村人口の吸收も亦相並んで大きな原因を爲して居ります。

軍需工業方面の勞働力不足の原因は充しても、尙及ばざる躍進する其の需要の増加にあるものと見られませう。

軍需工業部門に於ける勞働力の増加を日銀調査の勞働人員指數に依つて見ると、機械製造業は昭和十二年十一月の指數三三八・三に對し(此の指數は大正十五年を一〇〇と致します)十三年十一月の指數四七八・〇を示し此の一年間に四一%の増加と成つて居ります、器具製造業は二三九・一より三一一・五へ三六%, 金属製造業は一八四・六より二一八・八へ一八%の夫々増加を示して居ります。現在國內勞働力は殆んど軍需工業に集中して居ると見られるのでありますが然も此の部門の勞務者の不足は現在絶對的なものと成つて居ります。

而して斯の如く一面に於て勞働力は著しく不足し或は農業生産額の減退と成り、或は又軍需產業確立の一大障害となりつゝある反面に於て、犠牲產業、平和產業よりの失業者は又著しい増加を示して居ります。

政府は此の不均衡狀態を是正する爲先づ農家勞働力不足に備ふる應急の對策として老幼婦人を勤員すると共に、農山漁村に於ける勤労奉仕要綱を定め勤労奉仕に依り應召農家を援助せしむることとしたのであります。又

軍需工業方面の勞働力の不足に對しては國家總動員法の發動に依り勞務を統制し軍需產業への集中を計つて居ります。即ち學校卒業者使用制限令、從業者雇入制限令、貨銀統制令、工場就業時間制限令等に依り勞務者の爭奪移動の防止を圖ると共に、又學校及工場事業場技能者養成令に依り人的資源の開發を期し、又國民職業能力申告令その他の各種の職業申告令、國民徵用令等一連の諸勅令に依り勞働配置の強制的變更を爲し得る途を拓いたのであります。

更に本年始めて勞務動員計畫を設定致しましたが、其の趣旨とする所は勞務の需要供給の状態を考へ需要の緩急を按じ、平和產業部門の勞働者の配置に統制を加へ、

時局重要產業への勞務の圓滑なる供給を計らんとするに存します。

以上資金勞務を例とし平時態勢より戰時態勢へ移行し

つゝある狀態の大體を述べたのでありますが、資金勞務と並んで戰時經濟の中権を爲す物資の關係、即ち軍需と

生產力擴充に要する物資を完全に供給し、しかも總體經

濟との調和を維持せんが爲に必要な經濟機構の改編は如何に行はれ又如何に進行して居るであろうか、此の戰時經濟への再編成の大綱を示すものが即ち物資動員計畫であります。

以下物資動員計畫に付解説を試みたいと存じます、唯数字に亘ることは本より、大體の方針も多く機密に屬して居りまして發表の自由を持ちません關係上、充分御満足の行く説明が出来ないことを遺憾と致すものであります。が、本年度青木總裁が物動決定の際發表せられた談話その他公表せられました範圍に於て話を進めたないと存じます。

物資動員計畫とは一曰に云ふならば物資の需要を考へ供給を按じ其の適合を得る様配分を考へる物資需給に関する基本計畫であると云へようと思ひます。

物動計畫は云ふ迄もなく物資の供給が必要に伴はないことを前提として居ります、若し物資の供給が必要を充足するに充分ならば其の配分こそ就ての計畫は當然問題となり得ないのであります。

然し大規模な資材戰の型態をとることを餘儀なくされる近代戰の遂行に當つては世界の如何なる國と雖も其の膨大なる需要を自國內の生産のみを以て充足することは出来ないのであります。

獨逸等は大戰中家庭用品の金屬、屋根に葺かれた金屬、銅像や寺の鐘は元より自動車や機械や鐵道に使つてあつた金屬をも動員し徵發したのであります。銅等は全戰爭需要の三〇%が金屬動員に依つて賄はれたと謂はれて居ります。

之程の事は無いにしても物資の供給を按じ必要となる需に振向けられる様物資の配分に關する計畫を樹立することは近代戰の遂行に當つてはどうしても必要とのあります。

特に我が國に於ては其の經濟構成の特殊性と現在當面して居ります客觀的狀勢とが物動計畫をして特に重要な意味を有せしめて居ります。

即ち我國の經濟構成は輕工業中心である點に其の特性を有するのであります。滿洲事變以來膨大なる軍事費

に刺戟せられ重工業も著るしい躍進を示して居ります

が、尚昭和十二年に於ては紡織工業の生産額は全工業生産額の二五・八%を占め工業部門中の首位を占めて居ります。又輸出總額に就て見るも輕工業製品が其の半額以上を占めて居ります。

從來我國は此の輕工業製品を輸出し、原料及重工業製品を外國から輸入し、軍備の擴張と國富の増進を爲して來たのであります。

此の事は我が國が經濟的に外國に依存する度が多いと云ふ事實を示すのであります。

即ち從來我が國は外國に非常時にはなくともすむ物を作り夫を賣つて其の金で非常時に特に必要とする物を買つて居つたのであります。

一朝有事の際特に國際的に孤立する様な立場におかれた場合には著しく其の缺陷を暴露せざるを得ないのであります。

即ち其の供給を外國に仰ぐ要ある部分が相當に多いのでありますから夫に相當する物はどうしても外國に賣らねばならない、國民が縋り作つた着物を着ないでも綿布を外國に出さなければならない、國內の物價が高くなつても輸出物の價格は安くしなければならない。

一方に於て外國から多くの軍需品、機械類、金屬材料等を仰がねばならない關係上、一般國民生活の用に供し

ます物資は之を外國より入れる餘地がないと云ふことになります。國內に生産されます物資が大部分軍需に振向

けられると云ふ事實と相俟て物資の需給關係は非常に窮屈とならざるを得ないのであります。

我國に於て物動計畫が重要な意味を有する所以のものは一は茲に存するのであります。

(續く)

絲配給統制規則の公布に當りて

八

殖産局商工課

政府は曩に羊毛、綿及人絹の各リンク制を實施し纖維製品の輸出振興を圖ると共に國內向外に付ては製造、販賣等の制限措置を講じ纖維工業統制に乗出し長期戦下に於ける輸出産業の進展に努め、以て外貨獲得に重要役割を果さしめて來つたのであるが時局の進展に伴ひ其後更に之等リンク制の効果を再検討し國內向外製品に付てはストック缺乏及民需制限に備へて絲の配給統制を實施したのであつて棉花、バルブ及羊毛の消費大制限に伴ひ其の製品たる絲の配給統制を實施したのは必然の歸結である。

本島に於ても政府の方針に順應する爲今般昭和十四年八月十三日附府令第九十四號を以て絲配給統制規則を施行することとなつた。本島に於ては從來絲の配給に付ては本府に於て各業者の申請數量を参考とし既往の實績、

工場設備等を基礎として割當を行ひ、切符を發行して直接業者に交付して居つたのであるが、從來の制度では切符又は切符に依つて購入した絲の轉賣が行はれる爲配給の適正を期する上に於て甚だしく支障あるのみならず、價格の昂騰を來たし失業者を生ぜしむることとなり、洵に面白からざる結果を生ずるので、今般右の中需要數量の巨額な工場用絲に付配給統制を行はふとするもの以下本令に付て概略説明すれば次の通りである。

一、統制の對象となる絲とは如何なる種類の絲であるか

本令の適用を受くる絲即ち配給統制が行はれる絲とは「臺灣總督の指定したる絲にして之を原料又は材料とす

る製品の製造を業とする者が其の製品の原料又は材料に使用する絲」であり先づ臺灣總督の指定した絲に付ては同日附告示第二八八號を以て編絲、ス・フ絲、人造絹絲及毛絲が擧げられて居るのである。茲に注意すべきことは人造絹絲の種類であるが人造絹絲には例へばバルブを原料とするもの、牛乳カゼイン又は大豆カゼインを原料とするものコットンリターを料とするもの或は又炭素、酸素、水素等の無機物を原料とするもの等があるが、本令に於ける人造絹絲とはビス（一般に普通絲と稱せられビスコース法に依るもの）で光澤があつて一本の絲が三十本内外のロングファイバーより組成せられて居るもの）、マルチ艶有（ビスより高級で一本の絲が五十本内外のロングファイバーより組成せられ艶があるもの）、マルチ艶消（チタニユームを以てマルチの艶を消したもの此の中にはマルチ超艶消をも含んで居る）、ベンベルグ（旭ベンベルグ會社に依りコットンリンクーを原料とし銅アンモニヤ法に依り製造せられるもの）、マテザ（ベンベルグの艶を消したもの）、中空人造絹絲（中が中空になつて居て

保溫的に他のものより勝れて居る東洋レーヨンのセルトヨー、東洋紡績の眞珠中空絲が之に當る）、偏平人造絹絲（断面が扁平なるもの日本毛織のニッケ艶消扁平絲が之である）、擬麻人造絹絲（麻絲に似せたるもの帝國人絹會社から絹麻として賣出されて居る）、擬毛人造絹絲（人絹にバーマネントを掛けて毛絲に似せたもの東洋レーヨンの、ラナヨン倉敷絹織のクラノ、東洋絹毛のケイヨン、錦華人絹のマークス、東京人絹のレイウール等之である）、醋酸人造絹絲（醋酸纖維素法に依るもの旭ベンベルグからセラニット又はミラニースとして試験的に製造販賣せられて居る）を謂ふのである。

次にス・フ絲であるが之にも其の原料たるス・フに艶有のもの（ブライト）、艶消のもの（ダル）、中空のもの、醋酸纖維素法に依るものがあるのでそれを紡績した絲をス・フ絲と謂ふのである。而して此の中には人絹造絲（人造絹絲はス・フと異り燃りが掛けないので切断したもの）を紡績した絲もス・フ絲と看做すこととして居るのである。

以上絲の種類に付て述べたのであるが綿絲にしても

ス・フ絲、人造絹絲にしても或は又毛絲にしても一は政策上の觀點から一は技術上の觀點からして統制外に置くことを妥當とせられるものがあるのでそれらのものに付ては統制外に置くこととしたのである。即ち前記告示の綿絲、ス・フ絲、人造絹絲及毛絲の下に括弧内に掲げられてあるものが配給統制から除外せられて居るのである。

此の中ス・フ絲の落綿絲とは紡績工程に於て落ちたス・フ

を紡績した絲を謂ひス・フ絲の再生絲とはス・フ又は人絹を含む製品からス・フ又は人絹を回収して紡績した絲を謂ふのである。又屑絲とは一般に屑として間違のないもの及二碼未滿の斷絲又は之等のものを繋ぎ合はせたものを謂ふのである。

以上に依り大體告示に指定した絲とは如何なる種類のものであるかに付御了解が出來たことと思ふ。而して統制を受ける絲とは此の中特に之等の絲を原料又は材料とする製品の製造を業とする者所謂工業者が其の製品の原料又は材料に使用する絲に付てである。茲に「製品の原料又は材料に使用する絲」の使用の語義に關しては織物

の及二碼未滿の斷絲又は之等のものを繋ぎ合はせたものを謂ふのである。

以上に依り大體告示に指定した絲とは如何なる種類のものであるかに付御了解が出來たことと思ふ。而して統制を受ける絲とは此の中特に之等の絲を原料又は材料とする製品の製造を業とする者所謂工業者が其の製品の原料又は材料に使用する絲に付てである。茲に「製品の原料又は材料に使用する絲」の使用の語義に關しては織物

に在つては經絲に付ては經卷ビームを機臺に仕掛けることを、緯絲に付ては緯管に巻返すことを使用と言ひ、莫大小に在りては製編機に仕掛けることを使用と言ひ、其他は之に準するのである。故に告示に指定した絲の中でも工業者の使用しない絲は統制を受け無いこととなるのであるが實際上は特別の用途以外は斯かる絲の配給は之を行はない方針である。

二、統制を受ける者は如何なる種類の業を營む者であるか

次に一體此の統制を受ける者は如何なる業を營む者であるかと言ふに前述の如く「絲を原料又は材料とする製品の製造を業とする者」である。従つて機織業者とか莫大小製造業者とか或は綿絲とか人絹絲とかを使用して紐とか編物の製造を業とするものが統制を受けるのであつて、絲を原材料とする製品に加工を加へる業者例へば織物を裁断するもの或は莫大小を仕立て、製品とするもの等は此の統制外に置かれるのである。

のである。

以上で大體本令の内容の重なる點を説明したのであるが、本制度實施上充分效果あらしむると共に本島割當量の確保に依る絲の需給を調整する爲に同日附告示第二八九號を以て移入業者を指定し之に前述せる統制の対象となるべき絲の移入を一切任することとしたのである。即ち從來の様に各工業者が個々に絲を移入するときは必要

以上に割當を要求した者、又は絲を移入する時に常り融資困難なる者が割當量通に絲を購入せず割當量の幾分を棄權することあるべく、此の棄權した数量を他の者に振向けることは現物が内地に在る以上甚だ困難なことで、其の結果は本島全需要量の減少を來し延いては本島割當量を削減することとなるのみならず、需給調整の見地よりするも甚だ面白ないので之が缺陷を除かんが爲今回の如き制度に依ることとしたのである。

三、統制とは一體如何なる内容を持つ統制であるか

之に付ては本令中に示してあるので改めて説明の要が無いと思ふが、要するに工業者は總て各州知事、廳長の發行した割當票に依らざれば其の使用する絲の買受が出来ないのであつて、割當票を他人に譲渡したり他人より譲受けたりすることは勿論其の割當票に依り買受けた絲を他人に譲渡することも禁止せられて居るのであるから工業者は割當の範囲内に於てのみ絲を使用する事を得る

經濟警察と物價取締(下)

臺北州臨時情報部

アシガラ新聞社編集部

臺灣に於ては一概に物と申しても臺灣自體に於て生産されるものもあり、内地からの移入に依るものもあり、又一部の原料を海外に仰ぐものもあり、それ等の物價騰貴の原因には色々な事情が絡み合つて居るのであります。僅かの本島産の物資即ち米、砂糖、果物、豚肉等を除く外は統制の対象品として兎角の問題を起して居ります。纖維製品、金属製品、ゴム製品等の工業生産品を始め本島住民の需要品は殆ど内地に依存して極く少數の内地直移入者の手にかかるものを除けば其の多くは臺北市内の卸商に於て入荷して全島に再配給せられる關係上、内地に於ける物價の動きは本島にも著しい影響を及ぼし、殊に現在の様に内地に於て公定價格が多くの物品に就いて決定して居る際には之等が本島の物價を決定的

されつゝあるのであります。

物價騰貴の原因並に其の抑制の必要に就き此處に詳細説明を加へる餘裕を持たぬのであります。國家總動員法の全面的發動もそれは要するに、惡性インフレの絶對的防止と云ふ事が第一の目標となつて居るのであります。物價騰貴の抑制は軍需の充足、輸出の振興、生産力の擴充の爲に必要であるばかりでなく、物價の騰貴は國民生活を脅かすことゝなるのであります。特にそれが生活必需品の騰貴ともならばそれは大衆の生活難となり所謂「喰へない」と云ふ絶對的の問題は思想の動搖ともなり、社會問題としても山々敷き問題であります。

歐洲大戰當時の獨乙の戰時物價政策が遂に失敗に歸し公定價格も商品の三分の一しか守られなかつたのも、何れも食料品を中心として出發し發展して行つた事に稽へ、我國のそれは統制の対象を著しく異にして居ります。關係上、其の心配は妙いのであります。萬々一つでも戰時經濟が破綻を見るとすれば、其れは物價騰貴抑制不能に原因を有つであらうと云はれて居るのであります。

に左右するのであります。物資の輸入や製造、配給、使用、消費等が統制されたり、公債の募集や貯蓄が強制的になつたり、税金が引上げられたりしますと自ら消費を節約せしめる様な傾向や、通貨の膨張が抑へられる様な影響を及ぼすので、之等が物價騰貴抑制の作用を營むことになるのであります。政府の造り出す膨大なる購買力、停止することを知らぬ國家の購買力の擴大が通貨膨張、延いては通貨價値低下に依る物價騰貴の機運を醸成しつゝあることは御承知の通りであります。何と云つても物資の部面に於て、供給に對する需要の極端な増大、而も供給が統制せられると云ふことが物價を騰貴せしめる動機として、遙かに重大なのであります。斯くして我國の消費、配給機構及び價格制度の上に革命的變化が實

に内外地共物價は昂騰の一途を辿りつゝありますので、其だけに物價問題は刻下に於ける最重要問題であり、従つて經濟警察の取締も亦物價關係法令の實施確保に其の重點が置かれ、將來の此の方面に對してはより積極的に動かなければならぬ必要があると痛感致し居る次第であります。

而も内外地共物價は昂騰の一途を辿りつゝありますので、其だけに物價問題は刻下に於ける最重要問題であり、従つて經濟警察の取締も亦物價關係法令の實施確保に其の重點が置かれ、將來の此の方面に對してはより積極的に動かなければならぬ必要があると痛感致し居る次第であります。

本島に於きまする物價變動の主動的原因を爲す所の内地に於ける戰時物價對策を一瞥致しまするに、過去二箇年の戰時物價統制を段階的に區別して見まするならば三度の大きな轉換をなして居ることに氣が付くのであります。内地に於ける戰時物價對策の沿革を知る事は統制強化の前途を展望する爲の基礎ともなり、又それが本島物價統制の將來を寫す鏡ともなるからであります。其の第一期、即ち事變勃發當初から昨年の六月迄約一年間に於きましては、高物價の抑制としては暴利取締令の發動が殆ど唯一のものであり、消費抑制策の如きは殆ど見るべきものはなかつたのであります。

昨年の六月、物資動員計画の發表があり、暴利取締令

の擴大強化や輸出入品臨時措置法に基く物品販賣價格取締規則の公布を見まして、重要商品に就ては指定年月日價格や今日迄數千種の商品に就ての公定價格の決定を見ましてから最近に至るまで公定價格制を権軸とする第二期統制の特色を見せて居ります。

斯様に第一期に於きましては、物資の缺乏に依る思惑買等に原因する暴利を取締り、其の第二期に於きましては或は一定の期日に於ける價格に釘付けし、或は急急的に物品の價格を決定して物價を現在以上に昂騰せしめさんらんが爲の抑制策が講ぜられたのであります。

然し乍ら孰れも臨時應急的な措置であるが爲に、政府が相當自信を以て實施致しました公定價格制度も需給の不調整と、思惑に依る業者の取引等が主動原因となつて、公定價格制度の不備欠陥を狙ふ闇取引が横行致しました。極論する者は公定價格制は有名無實であるとさへ申す様になりますし、加之、物資の供給不足、通貨膨張に依る購買力の旺盛等に依つて惡性インフレーション襲來の危険が極めて多い現状に立至りましたので一般的に物

價政策の再検討が要望されるに至つたのであります。茲に於て物價昂騰の抑制から適正價格の形成の必要が痛感され、中央物價委員會は先頭物價統制大綱を決定致しまして政府も之が具體的實行策に就き目下研究中であります。此の適正價格形成時代に這入つてから以後が所謂第三期統制と稱せられて居るものであります。本島に於きましては物價調整に關する法規としては、内地に準據致して昭和十二年の八月に「暴利を目的とする賣買の取締に関する件」と云ふ件名の府令を公布施行し、更に十三年七月にはこの改正を行つて物品の販賣價格表示並に届出義務を加へますと共に、九月には府令物品販賣價格取締規則を公布實施して中央と歩調を合せて來たのであります。

然し乍ら後者に依る所謂指定年月日の價格は纖維、皮革製品、及鐵屑に限られ、而も公定價格の決定を未だに見ざる現況にあるのであつて恰も内地に於ける第二期統制時代の初期に在る様な感が致すのであります。

物價調整に關しては警察と致しては、先づ關係業者をして暴利の觀念を理解せしめ、物價調整上之が違反の如何に重大事なるかを認識せしめますと共に各自の商業道德正義感を喚起し、其の自發的協力を獲得する爲に座談會、懇談會等を開催致して、特殊物品の出廻期その他に於ける懇談等を實施し、更に販賣價格の一齊調査、組合團體等に對する販賣價格の協定を撫慰する一方、物資、物價の内地依存性に鑑みて基隆水上署員を勤員して、内地から船が入ります毎に移入物資の届出を徵し之を各荷受光を管轄する警察署に通報して其の販賣狀況を調査すると共に、各販賣店からは仕入値段と之に運賃諸掛りを加へた販賣價格並に其の間利潤等を届出しし、暴利や不當の利益を貪つて居る者に對しては、其の都度之を是正し、以て販賣價格の適正を期しつゝあつたのであります。然し乍ら經濟警察の職能は經濟統制法令の實施確保、即ち國家の經濟活動の消極方面の擔當に在りますので、基本的な戰時物價對策と之が具現化とも之ふべき法令の公布を俟つて、然る後に活動を開始する建前になつて居り

ます關係上、同一物品に就て地方により又人に依つて價格に凸凹のあるものに就て指定年月日價格を適用する場合とか、具體的な事例に對して理論としては一定されて居りますが暴利の觀念を適用する場合に色々な疑問を生じて警察取締上種々困難を伴つて居つたのであります。然し乍ら最近に開かれました臺灣物價委員會の審議方針に依りますると、本島現下の物價狀態に鑑みて軍需の充足、輸出の振興、生產力の擴充並に島民生活の安定を目指として之等に最も緊密なる關係を有するものに就いて取敢へず速急に抑制的の標準價格を決定致しますと同時に、適正價格形成の準備を致して漸次之が訂正を行ふことに決定を見ましたので、業者側から致しても取締を爲す警察側から見ても誠に好都合になつた譯でありますのみならず、内地の公定價格時代より數歩進んだ方策が採られた譯でありますので、其の實現の一日も早からんことを待望して居る様な次第であります。

次に本島物價の謂は「基準」を爲して居ります臺北市内の物價の動きを捉へて見ますと卸物價の指數に就いて、

あります。が、事變直前の昭和十二年六月に於けるものを一〇〇と見まして、昭和十四年の五月には二三五、を示す即ち三割五分以上の騰貴となつて居るに拘らず、内地に於ける騰貴率の一番大き國內商品すら二割三分四厘しか騰貴して居ないのであります。そこで臺北市の卸物價は約一割二分方内地の都市なり騰貴率が高くなつて居るではないか、物價騰貴の抑制に大意になつて居る内地より騰貴率が高いのである、之を見て居るのかと云ふ様なお叱りを受けるのであります。兩者の開きに就きましては、内地に於ける物價指數は臺北のそれとは指數算出の基礎となる對象物品に一部の相違ある事も其の理由の一つであります。が、内地の物價指數は卸小賣共、科學的信賴に乏しいと云ふのが一般的の聲であります。これを必ずしも信する者ではありませんが、一部には所謂閩相場が非常に横行して居りますて、實際の經濟事情は所謂閩相場が公定相場であり、所謂公定相場が實は閩の相場をなして居るのでないかと云ふ者さへある様な實狀であります。之は甚しい極端な説ではありますが何れにもせよ

公定價格を捉へて指數を出して居ります關係上、實際取引の價格の動向は指數とは相當の開きを見て考慮して差支ないのではないかとも思はれるのであります。

又臺灣の物價は多く内地の公定價格を基準として運賃その他の諸掛が之に加算されて居る實狀に在りますので、船運貨物の本島物價に及ぼす影響は甚大なるものがあるのです。之は極端な一例とは存じますが、備船料の如きあるものは二十六・七割の騰貴を示し、之に伴つて滯船料の騰貴率が三十割を越えて居る様なものもあります。本島に於きましても纖維、金屬、ゴム製品等の需給の不圓滑なる物資に就いては内臺間の物價指數は優勢なる騰貴率を示して居ります事は已む得ぬ事と思はれるのでありますので、内地に比較して本島の物價が優勢なる影響の申されませんが、之とても物價指數に基い影響の及ぶ程度のものではなく、従つて本島の物價指數は大體に於て事實に近く信を措き得る数字であると申しても差支ないのであつて、之等が絡み合つて内臺間の物價指數の開きを物語つて居るのではないかと思はれるのであります。

ます。

では事變直前から今日に至る迄の物價昂騰の趨勢如何と申しまするに、臺北市に於ける卸物價は昭和十二年の六月から經濟警察が確立したと見られる十三年の八月頃迄の約一箇年間のドサクサ紛れに二割六分と云ふ大巾の昂騰を演じて居つたのであります。が、其後一年足らずの間では昂騰率が可成抑制されてゐるのであります。即ち昨年の九月に入つては僅かながらも後退の傾向を示して居りますし、其後の状勢も約一分乃至四分と云ふ風に昂騰率が抑制されつゝありますことは可成注目に値する所であつて、惡口を云ふ者は之は「統計上に現はれた政府對策の功績」でしかないと申しますが、業者の協力はもとより微力乍ら經濟警察も之に與つて力のあつた事を信じて居るのであります。

以上は何れも卸物價に就て申上げたのであります。が、小賣に就いても其の騰貴率は元來略々並行して行くべきものであるにも拘らず、小賣物價は常に卸賣物價の昂騰に先駆して居りまして其の間、約一割の開きを見せて居

るのであります。例へば鐵釘類、食料品、味の素等に於ける卸物價がさしたる騰貴のないにも拘らず、小賣に於ては二割三割、甚しきは十數割と云ふ法外な高値を見た例さえもあつたのであります。勿論之等に對しては暴利取締の立場から當然戒告處分が加へられたのであります。が、業者との座談會其の他に於いて動もすれば、卸物價を抑へさえすれば小賣は放認しても良いではないか餘り神經過敏になつて小物いぢめをやらぬ様にとの聲を聞くのであります。が、以上の諸點に思ひ及ぶ時、小賣價格それが自體の取締に付ても忽に出來ぬものであると云ふことの御理解がつくこと、存じます。次に物品販賣價格に就ても同様の事が云ひ得るのであります。が、それ等の價格で済むと云ふ様な説を爲す者のある事を聞くのであります。が、之は非常な誤解であります。即ち暴利販賣、賣惜み、買古又は夫等の行爲の媒介に依つて不當の利潤を得させない爲の暴利取締令と、臨時措置法に基いた價格取締の法規とは目的性質が異なるのであります。之等の價

格設定の最大目的は物價の騰勢を防止抑制しやうとする點にあるのであります。

それ故、假令之等の價格を超過しない迄もその範圍内で行はれる暴利行為も當然物價政策の眞の目的に反するものとして暴利取締令の適用を受けるのであつて、現在の手持品等の販賣に就ては業者として殊に此の點に御注意願ひ度いと存じます。次に内地に於ける公定價格制度に就てですが、物價の實狀は公定價格と自由價格との二群に分たれて居りまして、同一種類の商品でも價格の公定されて居りますのは幾つかの標準品だけに限られ、それ以外のものは暴利取締令に低觸せぬ範圍内では自由價格となつて居るのであります。この自由價格の範圍が又極めて廣いのであります。公定價格即ち最高價格は實際には最低價格俗に云ふ谷底相場であるのみならず、所謂閻相場が廣範圍に亘つて横行して居る様な實情にあります、即ち從來の自由主義經濟の惰性にも依るのでせうが、公定價格品を生産するよりは寧ろ規格外の物品を生産して價格の抑壓を免れ様と闘ひましたり、生産

對して不當の好條件を提供しなければ買付困難と云ふ様な弊風を生じ、爲に所謂プレミアム附販賣であるとか不當運賃の提供と云ふ様な行為を敢てする者が漸く多きを加へつゝあるのであります。又一般消費者に於いても、買済行爲其他戰時に適合しない國民生活を營む結果、購買力の異常なる増大を招來したり或は業者に對する正札の勵行を消費者自らが之を破壊する等の事例を見るのでありますが、斯様な事を持続して居つたのでは、到底刻下の非常時の要請は充し得られないであります。

國內に於ける一切の消費を統制して聖戰の目的を遂行せねばならぬことは、現在では既に國民意識であり、そ

の意識に順應して消費の統制に服することは國民の道義的義務であります。本島に於きましても公定價格の決定

者又は卸商の價格が小賣價格に接近する結果、小賣商が不利の立場に陥り遂々超過販賣の違反を爲す様になります。之等が即ち價格の公定と共に商品の規格の統一、配給機構の整備確立の必要が叫ばる所以であります。之等に關聯してラヂオの聽取を商家の婦人や子供までが嫌がり出したものが少くないと云ふ話を聞かされるのであります。それは閻取引に就て放送されるのを聞くと身の毛がよだつやうである、即ち閻の仕入に依つたものは閻賣に依たなければならぬからであつて、小商人達の家庭に起りつゝある一悲劇とも云ふべきものであります。臺北に於いても織物類の販賣に當り一人の業者が指定年月日價格を超過して卸した爲に四十人の小賣商人が物品販賣價格取締規則に觸れた實例もあるであります。又公定價格の制定と共に他面、物資の缺乏が重大なる原因となつて從來とは逆に小賣商は閻屋に、實需家一般消費者は小賣商に對して物品の買入に就て裏訴願せざるを得ない傾向を示す様になりまして、其の結果、買主から

愉快に勉強する支那留学生

臺北州立工業學校

二〇

動亂の廈門から更生の廈門へ！その巷にあつて一時行衛不明になつてゐた臺北工業學校の支那留學生張祖炎君は再び懐しい臺北へ歸つてきた。同君は同時に廈門共榮會から獎學金給與の恩恵をうけて昔に變らぬ温い人々の情に包まれ、以前にも劣らぬ勉學にいそしんでゐる。

何かよい序があれば本校に學んでゐる支那留學生の張祖炎君の感心な勉強振りを紹介したいものだと常に思つてゐた處、恰度總督府の情報部から話があつたので、この機會に張君の日常をお傳へすることにした次第である。

張君は只今本校土木科の三年生であるが、入學以來熱心に總てに對して研究的でよく勉強してゐる。校内の學寮に宿泊してゐるのだが同僚と一緒に机を並べて仲よく愉快にやつてゐる。本校では内臺生間も無差別でよく融

張君の如きは此の意味に於て全權大使以上の役目を果してゐるものと思つてゐる。又張君を遇するに異國人扱ひ

和してゐるが、張君の如き支那人でも少しも差別はない、それ故張君も故郷に居るよりも平和な臺北で充分勉強出来るのを無上の楽しみとして精進してゐる。

國際的の親交は國家の任命した大使とか公使とかによる形式的な事が多く、心から國と國との交りは出來難いものである。處が個人的私交によつての外交は例へばスポーツによつての兩國民の接觸や留學生などによる私交は何と云つても眞に精神的である。であるから眞に兩國の感情の融和を計ることは私人外交に優るものはない。

更生の廈門から復校出来た感激

臺北工業學校土木科第三學年

張祖炎

歸省を前にして今は復興を越えて躍進廈門を思ふ時、

實に感懷無量であります。

一昨年の今頃歡喜に燃えて暑中休暇に歸つた私がそれつきり學校に戻る事が出来ないなどとは夢にも思ひませんでした。突然昨年五月十日廈門攻略、それは私にとって永久に心に残る日であります。同年六月十五日、當時はまだ治安維持會の準備工作中であつた治安維持會籌備處にはいり、書記をしてゐる傍ら通譯をして居りました。同月二十日に至り、廈門更生の新政權たる治安維持會が廈門公園に於て盛大に舉行され、今までコロンスに避難して居つた支那の上層階級は多數參列しに來ました。斯

くて第一五七師の廣東軍にあらされた戰々兢々たる廈門は、治安維持會が成立してから日増しに住民は復歸し、和氣藹々として復興して來たのであります。

同年八月中旬私は母校たる廈門の旭瀛書院を訪問し、庄司院長先生に私が臺北工業學校への復校の心持を述べ、先生は之を學校に傳へて瀧波校長先生からは直ちに復校許可の電報を得て、此處に始めて一年間休學した懷の學校に戻ることが出來たのであります。

歸校して見ますれば、校長先生を始め諸先生は慈愛に満ちた親心で御迎へ下され、學寮生諸君も同僚生諸君も齊しく相も變らぬ昔の氣持で歓待して下さいました。私

内

外

報

臨時情報部

二四

廣東訪日婦女團一行臺灣滞在

記録映畫「興亞の華」完成

本映畫は南支派遣軍からの依頼によつて廣東訪日婦女團の一行が上京の途次臺灣に立ち寄つた際の視察見學等の状況を、總督府情報部が映畫に收録したものであつて

日華親善の促進と廣く臺灣の文化、産業、特に皇民化運動の實情を併せて紹介したものである。
時變下臺灣に於ける物資の豊富さ、物價の低廉さ、この日本の經濟力の強靱さに一行は驚嘆の眼をみはり、島民の平和に產業にいそしむ姿、内臺融和の實相を一行の視察を通して充分覗ひ知る事が出来るのであつて、この皇化に潤ふ臺灣の麗はしい姿は對内、外の宣傳資料とし

て最も效果的なものである。尙本映畫は廣東語を錄音してあり、全篇優美な音樂によつて行動が運ばれてゐるが南支方面各地に於て映寫されると同時に島内に於ても公開される豫定である。

廈門訪日視察團一行來臺す

廈門特別市々長李思賢氏一行二十二名の廈門訪日視察團一行は八月十六日訪日の第一歩を臺北に寄せた。小林總督を訪問した李市長は廈門市政府の成立に至る迄の臺灣から寄せられた援助と協力を對し謝辭を述べ、今回の訪日によつて友邦の文物制度を廈門市發展の爲めに採り入れたいと云ふ意味の挨拶を述べ、これに對し小林總督は、一行の來臺に對し歡迎の辭を述べたのち、對岸、特

に廈門と臺灣との關係は古く、兩地の間柄は密接と云ふよりも血管的と云つてもよい位で、總督としては兩地の幸福の増進を圖る事を常に念願としてゐると述べ一行を感激させた。續いて總務長官、海軍武官府を訪問ののち、軍司令官、臺北州知事、臺北市尹を訪問、十八日東京に向つた。

(李市長訪日第一聲) 私は豫ね

てより友邦日本の風光明媚且つ文物制度の完備してゐる事を承はり、一度親しく視察したいと考へてゐたが

今回興亞院連絡部當局の御協力と御援助により特別市政府が成立し、先づ諸機構が漸くその緒につき仕事も一段落をつげるに至つたので水い間の憧れの躍進臺灣の視察に参れる事になつた譯で、心中非常に愉快に感じて居ります。仍御地臺灣と特殊關係があり、南洋華僑とも密接な間



(行一の團視察訪日廈)

柄に立つ廈門を眞の王道樂土として建設して行くについて輝しい臺灣の文物制度と友邦日本の政治、經濟、文化上の諸施設に範をとる爲と今日迄我廈門に對し友邦の當局が絶大なる御援助と御協力を賜つた事につき御禮を述べる
邦の當局が絶大なる御援助と御協力を賜つた事につき御禮を述べる
爲に御國に參つた次第です、思ふ
に友邦日本は東亞の盟主にして且つ東洋の先進國ですべての文物制度はよく發達してゐるので私達は内地に參り、市政府の幹部の一行は約十日間の豫定で島内を見せて頂く事になつてゐるが、得る所極めて大であると信じてゐます、顧みるに我中國としては今迄日本の眞意を理解しない處があつたので不幸にも今次事變を起すに至つたのは洵に遺憾だが、現在は更生中國に於ける各地の民衆は悉く新事態を認識し日本の眞意を正確に把握して

ります。たゞ一部に未だ理解の無い者も居るがこれは蒋政権の歴政下に呻吟せる奥地の民衆で之等も近い将来に於て日本の眞意を知るに至る事と信じてゐます。

當地に參り審査に觀察し、我が廈門に歸つた曉には友邦の眞意をよく民衆に徹底させないと考へて居ます。

汪精衛氏の和平聲明につき一言のべたいと思ふが、現在友邦日本としては東洋平和を建設する方針であり汪

氏の屢次の聲明を究めるに趣旨方針共に全く結構で更生中國の各地は熱烈な賛意を表し氏の主張を擁護してゐる、私も汪氏とは同郷で舊知の關係もあり全國に通電を發して汪氏の主張を擁護するやう聲明を發した次第でした。總じて申上げると私は友邦の御援助の下に新中國の礎石となるべき新廈門の建設に邁進し度いと考へて居ますから何卒御當地の言論界の御援助をお願致します。

基隆華僑新民公會の獻金

事變二周年記念獻金として基隆華僑新民公會では各區



(部一の場合は眞寫)

その寫真がデルレー氏の手許に到着したので同氏は、左の意味の書信を添へ府外務部に送付して來た。

「教育及び藝術の點より見て至大の興趣」と賞讃を喚起した。作品の

後始末として得て一部は同協會に於て保存し、一部は在ローマ女子職業學校に頒布され、或は

頒賣されてその収益は慈善事業に提供された。別室の藍蔭鼎氏の風景畫は臺灣の地方色を示し臺灣の背景に明白な概念を與ふるに役立つた。

内明治區の分七百八十六圓は同區委員の名儀で國防獻金のこととなつた爲め、公會では殘額六百三十一圓の中百五十圓の慰問品を基隆陸軍病院に贈つた殘金四百八十圓を國防獻金として基隆憲兵分隊に寄託した。

臺灣女生徒作品展ローマで開催さる

イタリーの首都ローマ市に於て、同國極東事情調査協會の主催で臺灣女生徒作品展覽會が去る七月三日より五日迄の三日間開催されたが、開會當日は白島駐伊大使、イタリー外務、文部兩省並びに各學校の代表者等臨席の下に盛大な開會式が舉行され、日伊親善の實は可憐な女生徒の手により、一段と固く結ばれ充分なる成果をおさめたのであつた。これは臺北廳在イタリー領事、アランデル・デル・レー氏の主唱に依り、去る三月中、府文教局から各學校女生徒の作品百餘點並に水彩畫家藍蔭鼎氏の風景畫等を同領事に寄贈し、同領事より在東京イタリー大使館の手を經てローマに送られたものである。此の程

尙、此の展覽會につきフロレンス市發行のナシネ紙上に掲載された記事は左の通りである。

「……特に紹介の價値あるものは繪畫模様の刺繡作品及び繪畫模様に巧みに多くの材料をモザイク風に取り合したもので、此の兩者は日本人獨特の古典藝術を成すものである。刺繡作品中興味を惹くものは蕃人兒童のバステル画の色彩に現はれる感じで、素朴ではあるが遺憾なく特徴を發揮してゐる。優秀作品の多様な點は臺灣の女生徒が友邦イタリーに對する心からの同情及び敬愛の念より出發した藝術意識を以てその熱心さを遺憾なく表示したもので之ら作品は母國を離る、數百浬の同島に於てその精巧と優雅とを特徴とする日本藝術の精神が臺灣にも深く透徹し、而も臺灣固有の特性を滅失せぬ事を明らかに證示するものである。又

海に鍛へよ 興亞の夏



▲ 汽車質往復割引
簡易保險無料休憩設備

道傳 鐵通 交通局

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
外南基淡桃南崎通大安壽哨
方 罹 船 條 天 岬 美 嶺
底澳澳隆水園濱頂霍安平島頭

〔臺中州臨時情報部〕臺中州に於ける満二十歳青年身體検査は五十八日間に涉り州衛生課技術者を總動員して實施し一先づ完了したが、今回更に總力を伸ばして高砂族青年の身體検査を行ふことゝなり、八月一日新高郡同二日能高郡同三日東勢郡の日割で各郡役所に於て施行すべく樹林衛生課長以下技術員の一一行は出發、豫定の通り直ちに着手したが、二市十一郡の青年身體検査は先きの教育調査と相俟つて完成をみるがどんな結果を示すや本島で始めての試みとして注目されてゐる。

利嘉詩集卷之二

「臺中典故集」臺中典故集

藍島の水彩画は半殖民地化された臺灣の代表的作家で、也に實物より得た印象を基礎として、日本人間に深く開拓された書法なると同時に臺灣の實生活及び風景を極めて鮮明且つ效果的に畫けるものである。」

多數有力者信徒總代となつて純真宗式の目標を定め出願中の所許可を得たので来る九月三日より一週間該所に於て開所慶賀要並に支那事變戰歿者諸英靈の追悼慰靈祭を催し兼ねて臺灣從來の佛教を是正する爲め晝夜二回の佛教講演會を開催する筈である。

昭和十四年八月十九日印刷
昭和十四年八月廿一日發行
（月三回發行）



報部

昭和十二年九月二千五百三種郵便物可
昭和十四年八月二十一日發行

(毎月二日、十二日、廿二日發行) 第七十一號

支那事變圖報
郵便局販賣
大同省

八月廿一日より
九月一日起
まで

—本書の大きさは国定規格A5判—

四半 円一百円 銀十円 円五十五銭 銀十二円十銭